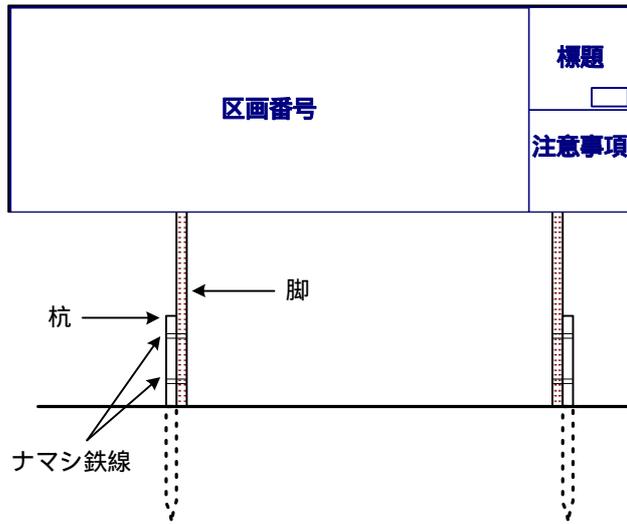


参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務（安芸区）仕様書

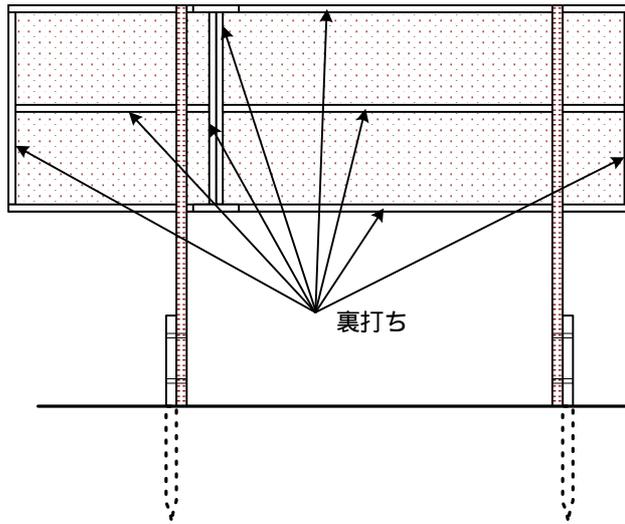
- 1 ポスター掲示場（以下、「掲示場」という。）の各部の名称は、別紙1のとおりとする。
- 2 掲示場の材質及び寸法等は、別紙2及び別添「ポスター掲示場の設計図」のとおりとする。
- 3 掲示場の数量は、別紙3のとおりとする。
- 4 掲示場の設置箇所及び掲示場の番号は、別添「ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおりとする。ただし、設置開始までに設置箇所が変更されることもあり得るので、後記6の別紙5の1(3)のとおり、設置前に区選挙管理委員会事務局職員から設置場所について詳細な指示を受けること。
- 5 掲示板の印刷は、別紙4のとおりとする。
- 6 受注者の業務は、別紙5のとおりとする。
- 7 その他
この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、広島市選挙管理委員会事務局と受注者が協議して定めるものとする。
- 8 添付書類
ポスター掲示場の設計図
ポスター掲示場設置場所一覧表

ポスター掲示場の各部の名称 (10 区画)

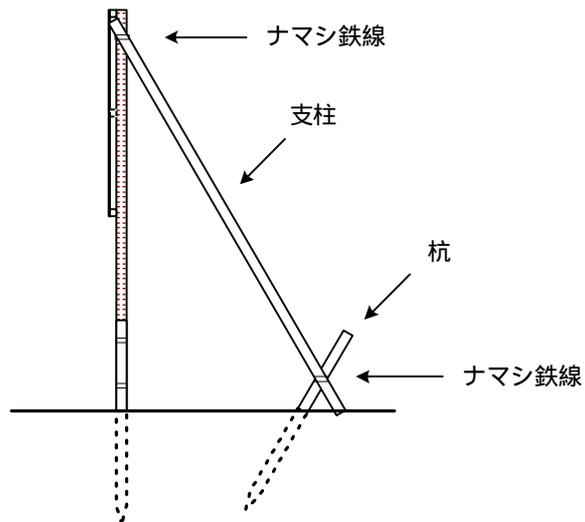
(正面図)



(裏面図)



(側面図)



ポスター掲示場の材質及び寸法等について

ポスター掲示場の材質及び寸法等は、別表のとおりとする。

【留意事項】

第1 掲示板について

- (1) 使用期間中は、風雨に耐えるものであること。
- (2) 掲示板として再生パルプ耐水ボード（グリーンマーク表示品）を使用する場合は、当該品が上下左右の側面から浸水しないものであること。
- (3) 掲示板としてPET樹脂再生ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、当該品が難燃性を有すること。
- (4) 掲示板としてポリプロピレン樹脂ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、遮光性を有するものであること。
- (5) 押しピン又は両面テープのどちらでもポスターを掲示することができるものであること。

第2 釘及び針金について

1 掲示板と掲示板の裏打ちタルキをとめる場合

- (1) 25 mm以上の釘を約 200 mm間隔で使用する。
- (2) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れないように、次のような防止策を施すこと。
 - ① ユニクロボード釘を使用し、釘の頭を塗装する。
 - ② メッキ処理した釘を使用する。
- (3) 裏打ちタルキ（横）を掲示板の中央に取り付ける場合は、区画番号の上下の区切線上に釘を打つことができる位置とすること。
- (4) 掲示板が釘の頭を抜けて落下するおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

2 掲示板の裏打ちと脚のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本使用し、脚1本につき2箇所以上でとめること。
- (2) 釘は60 mm以上のスクリーナー釘を使用し、掲示板側から脚側に向けて打つこと。掲示板が落下するおそれがある場合は、その防止策を施すこと。
- (3) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れるおそれがある場合は、メッキ処理したスクリーナー釘またはステンレススクリーナー釘を使用すること。
- (4) 掲示板の裏打ちと脚のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

3 掲示板の脚と支柱のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本以上使用し、かつ、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) 釘は70 mm以上のものを使用すること。接合箇所が外れるおそれがある場合は、スクリーナー釘を使用すること。
- (3) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。
- (4) 掲示板の脚と支柱のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

4 掲示板の脚と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

5 掲示板の支柱と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 支柱ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

- 6 接合には、釘の代わりにビスを使用してもよい。ただし、ビスの本数や接合箇所数は釘による場合と同じ数とし、接合部分が外れないよう釘を使用する場合と同等以上の強度を保つこと。また、錆による汚れ防止及び落下防止についても釘を使用する場合と同様の防止策を施すこと。
- 7 原則として上記1から6以外の方法による部材の接合は認めないが、これにより難しい場合は、受注者は、事前に区選挙管理委員会事務局に協議し、その承諾を得ること。

第3 掲示場の特別な設置方法について

1 掲示場をフェンスに直接とめる場合

- (1) 掲示場の脚ごとに、針金を使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) 針金は14番(2.0mm)以上のビニールコーティングしたものを使用すること。
- (3) フェンスを傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

2 掲示場をガードレール等に直接とめる場合

- (1) 掲示場はガードレール等の裏面側(車道等の反対側)に設置し、掲示板がビームに隠されない高さとする。 (ただし、裏面側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているため設置スペースの確保が困難な場合や設置作業に転落等の危険を伴うなどの場合において、表面側に設置しても交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。)
- (2) 掲示場の脚ごとに、ナマン鉄線を二重に使用してとめること。
- (3) ナマン鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。
- (4) ガードレール等を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

3 掲示場をブロック塀に直接とめる場合

- (1) 木枠などを使用する場合は、掲示場の脚ごとにとめること。
- (2) 針金を使用する場合は、掲示場をブロック塀の内側に引っ張ってとめること。なお、針金は14番(2.0mm)以上のものを使用すること。
- (3) ブロック塀を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

4 上記以外の方法により掲示場を設置する必要が生じた場合、受注者は、区選挙管理委員会事務局に報告し、その指示する方法により設置すること。

第4 2枚以上の掲示板の接合について(該当する場合のみ)

- (1) 2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、掲示場に向かって右側(標題部分のある側)に横幅の大きい再生ボードを使用すること。その際、上下の位置をそろえて接合し、双方の掲示板印刷面に隙間及び段差を生じさせないこと。
- (2) 掲示板の接合には、55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、3箇所以上でとめること。
- (3) 接合箇所が外れるおそれがある場合は、双方の掲示板の裏打ちタルキの上下部分に、掲示板の接合部分から左右の位置が均等になるようつなぎをあて、それぞれ55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、2箇所以上でとめること。

(ポスター掲示場一箇所あたり)

区 分		参議院広島県選出議員選挙 (10区画)			備 考	
部 位	材 質	寸法等		数 量		
1 掲示板	PET樹脂再生ボード (エコマーク認定品) 又は 再生パルプ耐水ボード (グリーンマーク表示品)	縦910mm 横1,820mm 厚3.0~4.0mm		1 枚	掲示板の印刷面は白色とすること。(2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ白色であること。) 掲示板の表面又は裏面に、エコマーク認定品又はグリーンマーク表示品である旨の表示をすること。	
	又は ポリプロピレン樹脂ボード (エコマーク認定品) 又は 発注者が同等と認める リサイクル可能なもの	縦910mm 横910mm 厚3.0~4.0mm		1 枚		
2 脚	平タルキ	(太さ) 45mm×45mm	(長さ) 1,770mm	2 本		
3 杭	〃	〃	900mm	4 本	長さは900~1,000mm可	
4 支柱	〃	〃	2,000mm	2 本		
5 裏打ち	縦・側	〃	30mm×30mm	850mm	4 本	太さは30mm×40mmも可 ただし、40mmの側を掲示板に接合すること。
	横・側	〃	〃	1,820mm	2 本	
		〃	〃	910mm	2 本	
	横・中	〃	〃	1,760mm	1 本	
		〃	〃	850mm	1 本	
6 つなぎ	横・側	〃	200mm	2 本		

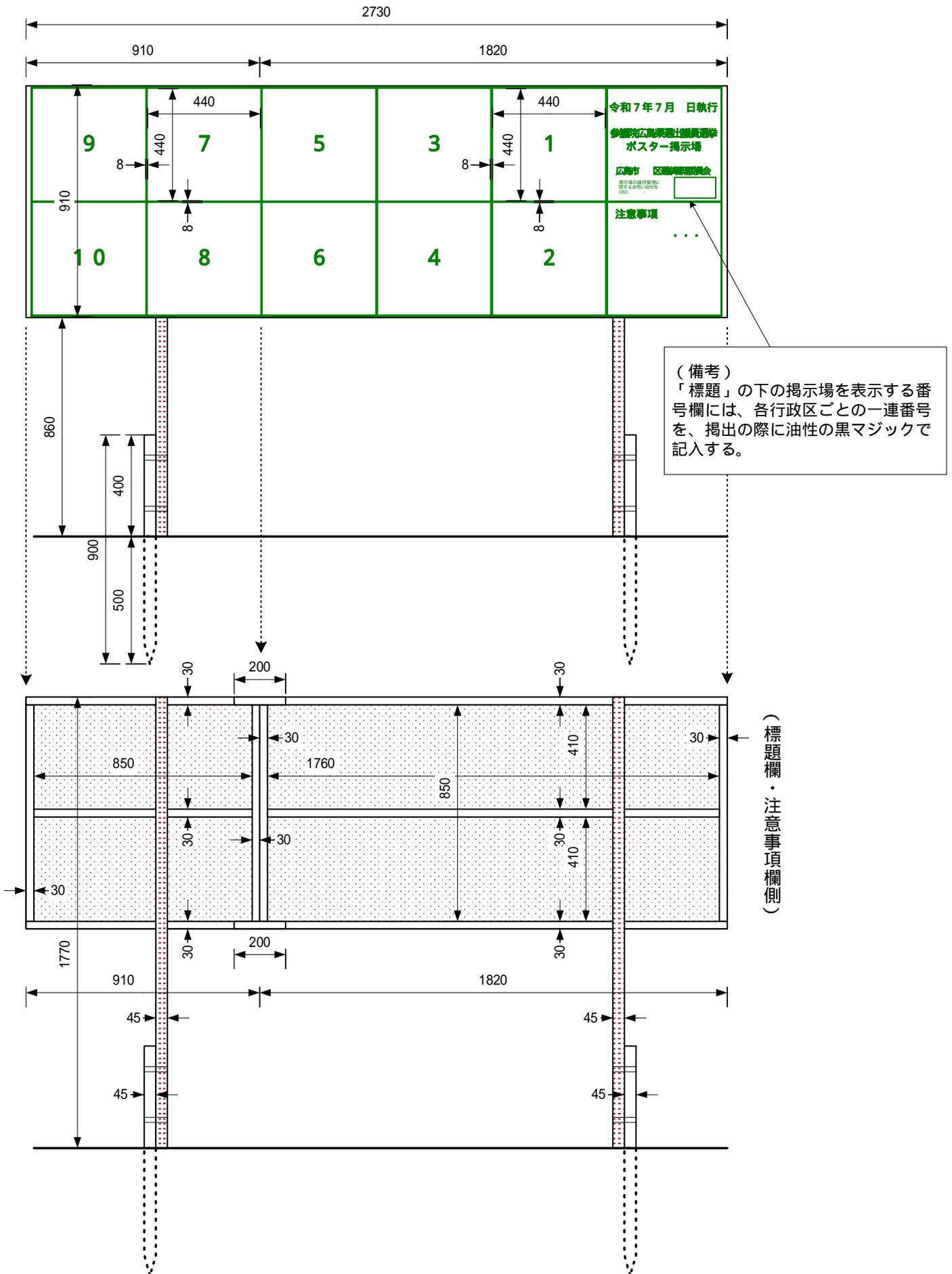
※ 6区画に4区画を追加する方式で設計し算出しているが、最初から10区画分として設計することも可【10区画の場合】

※ 別添「ポスター掲示場の設計図」を参照(設計図は標準の規格を記載している。)

ポスター掲示場の設計図

ポスター掲示場の設計図（10区画 正面図・裏面図）

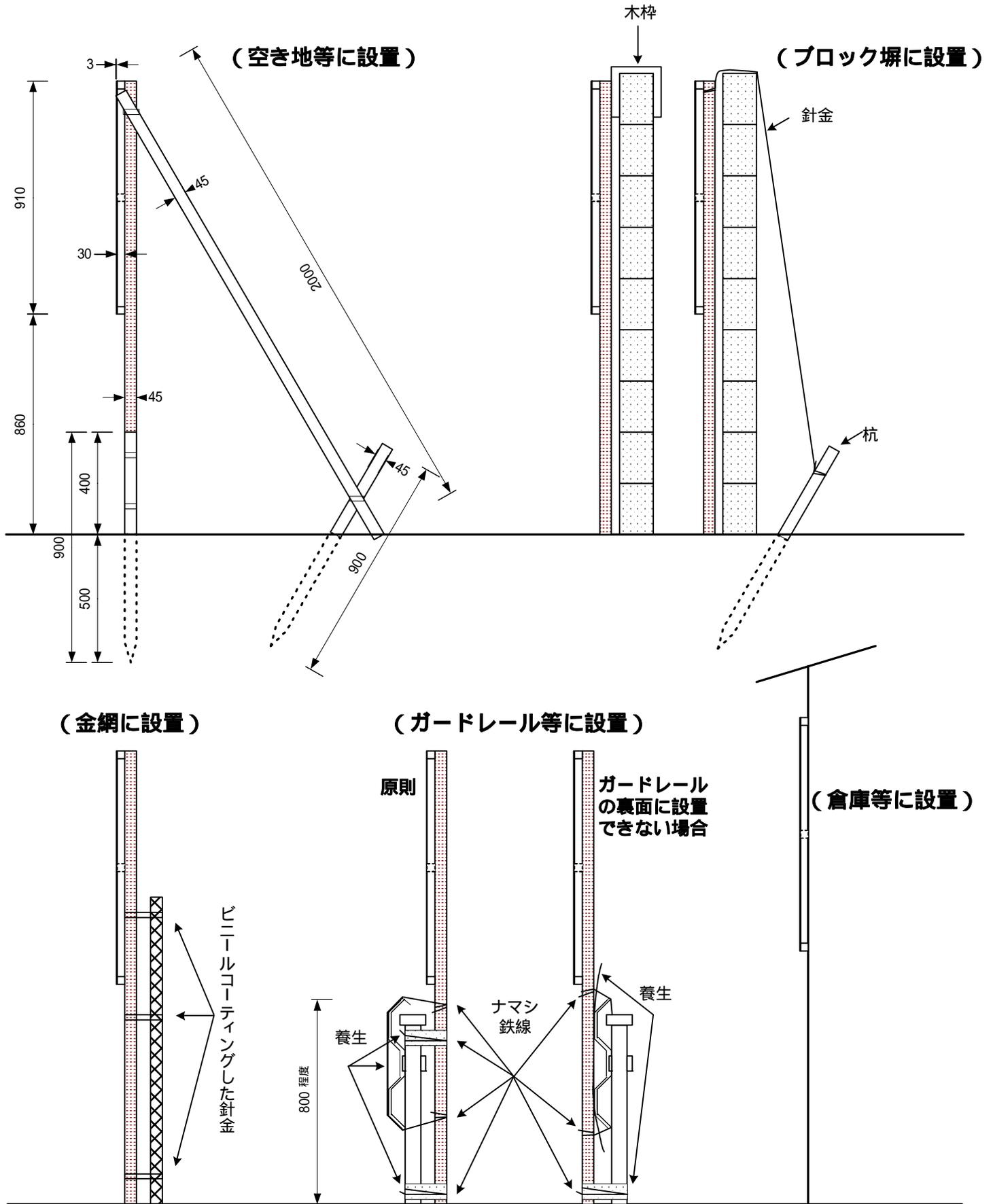
（単位 mm）



表示している大きさは、標準的なサイズである。

ポスター掲示場の設計図（側面図）

（単位 mm）



表示している設置方法は標準的なものである。
 掲示板の高さについては、掲示板が隠れないよう現況に合わせること。
 また、掲示場設置に当たっては、設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。

ポスター掲示場の数量

設置方法別の箇所数は、設置時の状況等により、多少の変動があります。
 (区全体の数は変わりません。)

区 分	設置箇所数	設置方法		
		①空き地等に設置し、支えがいる場合	②金網、ブロック塀等に設置し、支えがいない場合	③倉庫等の壁面等に直接取り付けられる場合
	箇所	箇所	箇所	箇所
安芸区	140	27	113	0

ポスター掲示場設置場所一覧表

参議院議員通常選挙

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安芸区

投票区名	設置場所			設置数	
畑賀	1	畑賀一丁目7番 ビューティーサロンらん前	2	畑賀二丁目23番 影橋バス停横	8
	4	畑賀町 為角橋付近	5	畑賀町 (有) 大下大松園前	
	7	畑賀町 水谷橋西側	8	畑賀町 奥畑バス停前	
中野第一	9	中野一丁目8番 マイコック	10	中野一丁目3番 中国新聞中野販売所 道路向かいのガードパイプ	8
	12	中野東二丁目3番 安芸区スポーツセンター前	13	中野三丁目5番 寺島宅東側ガードレール	
	15	中野東二丁目2番 チェリス安芸中野東側	16	中野二丁目40番 中野第五公園	
中野第二	17	中野三丁目3番 タカキペーカリー駐車場前	18	中野三丁目2番 N T T瀬野川電話交換所	7
	20	中野東四丁目15番 瀬野川中学校入口バス停横	21	中野四丁目18番 木原宅前	
	23	中野五丁目35番 権現橋西側			
中野第三	24	中野東七丁目28番 コーナン中野東店 南側道路ガードレール	25	中野東六丁目15番 三原宅前	9
	27	中野七丁目59番 中野第一公園	28	中野東七丁目26番19号 (株) トーフテクノのフェンス	
	30	中野東七丁目5番 西田工所有地	31	中野五丁目11番 中野東小学校前	
瀬野	33	瀬野一丁目7番 瀬野大橋バス停西側	34	瀬野一丁目3番 小宇羅宅東側ガードレール	11
	36	瀬野一丁目23番 小宇羅歩道陸橋付近	37	瀬野一丁目4番19号 瀬野福祉センター駐車場北側フェンス	
	39	瀬野三丁目13番 生石子集会所前	40	瀬野町 榎山バス停前	
	42	瀬野町 みづぎ団地入口	43	瀬野二丁目11番 みどり口駅前	
上瀬野	44	上瀬野町 J R清水第7踏切北側	45	上瀬野一丁目6番 J R中原第一踏切西側	10
	47	上瀬野二丁目18番 代橋	48	上瀬野南二丁目15番 宮の前バス停前	
	50	上瀬野二丁目16番 瀬野学区集会所横 フェンス	51	上瀬野町 中大山バス停付近	
	53	上瀬野町 上大山橋東側	52	上瀬野町 桜河内交差点付近	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安芸区

投票区名	設置場所			設置数	
みどり坂	54	瀬野西一丁目 ショージみどり坂店前	55	瀬野西一丁目 みどり中街駅前	8
	57	瀬野西一丁目 みどり坂小学校西門横	58	瀬野西三丁目 みどり坂第五公園北側	
	60	瀬野西五丁目 みどり坂第七公園北側	140	瀬野西二丁目 みどり坂第一公園交差点ガードパイプ	
阿戸第一	61	阿戸町 荒神社向側歩道	62	阿戸町 山崎橋バス停北側ガードレール	9
	64	阿戸町 専立寺舁本宅向側	65	阿戸町 阿戸出張所前	
	67	阿戸町 桐岡正之宅前	68	阿戸町 阿戸福祉センター前	
阿戸第二	70	阿戸町 瀬戸バス停付近	71	阿戸町 伯耆橋付近	6
	73	阿戸町 生活改善センター前	74	阿戸町 舁越橋横	
船越	76	船越五丁目22番 船越小学校正面の西	77	船越五丁目23番 駐車場前歩道緑地帯	7
	79	船越四丁目2番 中央児童公園南側植込み	80	船越五丁目22番 船越公民館敷地	
	82	船越三丁目14番 消防団車庫前			
船越南	90	船越南三丁目4番 安芸区役所前植込み	91	船越南三丁目25番 北鴻治集会所前	7
	93	船越南三丁目21番 船越南部保育園	94	船越南一丁目6番 J S W日本製鋼所青潮寮西側ガードレール	
	96	船越南三丁目2番 安芸区民文化センター東側			
船越西	83	船越二丁目55番 平田宅斜め前	84	船越二丁目27番 畝宅前	7
	86	船越一丁目41番 船越西部保育園南側	87	船越一丁目37番 市営船越西古谷住宅西側	
	89	船越南一丁目3番 的場川橋			
矢野第一	97	矢野東六丁目36番 夏目宅向側 ガードレール	98	矢野西七丁目32番 国清橋	7
	100	矢野西七丁目2番 伊藤英樹宅前	101	矢野西六丁目12番 矢野福祉センター東側	
	103	矢野西六丁目11番 矢野小学校北側			
矢野第二	104	矢野西五丁目24番 矢野公民館前	105	矢野西五丁目10番 和田酒店前	6
	107	矢野西五丁目14番 宮下公園前	108	矢野西五丁目2番 極楽橋欄干	
			109	矢野東四丁目29番 小鷹狩宅前ガードパイプ	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市安芸区

投票区名	設置場所			設置数	
矢野第三	110	矢野東五丁目9番 矢野中央保育園	111	矢野東五丁目7番 矢野出張所前	7
	113	矢野東四丁目8番 ウインディーシーズンのブロック塀	114	矢野西五丁目8番 もみじ庵矢野店前	
	116	矢野東二丁目12番 西崎公園南側			
矢野第四	117	矢野西五丁目1番 もみじ銀行矢野支店向側	118	矢野西一丁目3番 矢野川橋南詰北西	10
	120	矢野西一丁目37番 矢野西学区集会所	121	矢野西四丁目8番 矢野ロジューマン前ガードレール	
	123	矢野西四丁目11番 矢野西保育園	124	矢野西四丁目50番 八田宅前 向側	
	126	矢野西三丁目1番 星ヶ丘団地入口 川田酒店東側			
矢野第五	127	矢野町寺屋敷740番地の3 寺屋敷集会所	128	矢野町寺屋敷 寺屋敷バス停北側70m付近	2
矢野第六	129	矢野南三丁目1番 ファミリーマート向側フェンス	130	矢野南三丁目18番 中学校予定地南東側フェンス	11
	132	矢野南二丁目9番 安芸矢野ニュータウン中央公園南西側	133	矢野南二丁目9番 安芸矢野ニュータウン中央公園南東側	
	135	矢野南五丁目3番 モービル石油ガソリンスタンド向側	136	矢野東七丁目15番 杉本宅西側橋上	
	138	矢野東七丁目 梅河ハイツ入口	137	矢野東七丁目39番40号 日広天神橋東側	
計 18投票区					計 140

参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示板の印刷
(安芸区)

区画番号欄					令和7年7月 日執行 参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示場	標題欄
9	7	5	3	1	掲示場の維持管理に 関するお問い合わせ先 <input type="text"/>	ポスター 掲示場の 番号欄
10	8	6	4	2	注意事項 ポスターは、立候補の届出の順 位と同じ番号の表示してある区 画にはってください。 この掲示場は、参議院広島県選 出議員選挙の候補者以外の方は 使用できません。 掲示場をこわしたり、ポスター をやぶったりすると罰せられま す。 <input type="checkbox"/>	注意 事項 欄 グリーンマーク 又はエコマーク (表面に印刷 する場合)

第1 印刷色
緑色（2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ緑色であること。）

第2 文字種
ゴシック文字による横書きで、標題欄、注意事項欄及び区画番号欄を印刷すること。
標題欄、注意事項欄及び区画番号欄の文字の大きさは、区画の大きさとのバランスを考慮すること。
区画番号欄の番号は、算用数字を用い、数字の大きさは、縦100mm、横80mm、文字幅15mmとすること。
なお、線幅は8mmとすること。

第3 その他
印刷部分の月日に変更が生じた場合は、広島市選挙管理委員会の指示に従うこと。
グリーンマーク又はエコマークを表面に表示する場合は、注意事項欄の右下に表示することとし、大きさは幅50mmとすること。

受注者の業務について

受注者の業務は、次のとおりとする。

1 掲示場設置前

- (1) 受注者は、契約後、直ちに担当者の氏名、職名及び連絡先を広島市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）及び区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）に文書で報告すること。
- (2) 受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに「着手届」を市選管に提出すること。
- (3) 掲示場の設置場所等について、設置前に、区選管から「位置図」、「ポスター掲示場設置場所一覧表」及び「ポスター掲示場設置場所付近見取図」を受領するとともに、区選管職員から設置場所及び施行方法等について詳細な指示を受けること。
- (4) 掲示場の設置及び維持管理に従事する者のうち一人は作業責任者（会社社員）とし、作業員の指揮監督を行うこと。
なお、受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに、作業責任者及び主な作業員の住所、氏名、職名及び電話番号を、市選管及び区選管に「作業責任者及び作業員名簿の提出について」により報告すること。
- (5) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、**受託業務実施計画書**を作成し、市選管及び区選管に各1部提出すること。
- (6) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、印刷の版下原稿等（原寸大）を市選管に持参し、市選管職員の指示を受けること。なお、校正は責任校正とする。
- (7) 受注者は、設置前に、掲示板、タルキ等部材一組を区選管に持参し、区選管職員の確認を受けること。その場合手直し等も考えられることから、日程的に余裕を持って確認を受けること。

2 掲示場の設置

- (1) 掲示場は、令和7年6月13日（金）以後設置を開始し、令和7年6月27日（金）までに設置を完了すること。なお、設置開始については、事前に市選管及び区選管に電話連絡し、確認を受けること。
- (2) 設置にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の設置開始日から設置完了日までの間、設置が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場設置完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、補修、移動等の指示があった場合は、区選管が指定する期間内に補修等を行った上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (5) 設置にあたっては次の点に注意するとともに、設置方法等に疑義が生じたときは、直ちに区選管職員の指示を求めること。
 - ① 掲示場設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。
 - ② 設置した掲示場が、歩行者や車両の通行・視界の妨げになっていないこと。
 - ③ ガードレール等へ設置する場合、ガードレール等の裏面側（ガードレールより路肩側）に設置することを原則とする。その際、ガードレール等で掲示板が隠れないよう掲示場の高さを調整すること。なお、裏面側では設置スペースの確保や固定が困難な場合、設置作業に転落の危険を伴う場合（路肩側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているなど）等で交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
 - ④ 掲示場を坂道や窪地等に設置する場合、掲示場の脚を切る又は継ぎ足すなどして、掲示場を

水平にするとともに掲示板の位置を適当な高さ（目線の高さ）にすること。

(6) 標題中の番号欄には、掲示場の番号を油性の黒マジックにより記入すること。

(7) 受注者は、参議院議員通常選挙の日程が確定したら、設置完了日までに日付（和暦）が表記されたシール等を作成し、貼り付けること。なお、日付（和暦）の字体は既にポスター掲示場に印刷されている文字と同じ字体に合わせること。

ただし、ポスター掲示場の作製前に日程が確定している場合は、事前に日付を印字することも可とする。

(8) 受注者は、掲示場の設置完了後「**設置届**」を区選管を経由して市選管に提出すること。また、区選管には、掲示場設置後の掲示場の写真（掲示場の番号順に並べた写真台帳、又は掲示場の番号をファイル名に付した画像データ）を添付して提出すること。

3 掲示場の維持管理

(1) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が原因で第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うこと。

(2) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が風雨やいたずらなどにより破損したときは、直ちに補修すること。

4 掲示場の撤去

(1) 掲示場は、令和7年7月21日（月）から撤去を開始し、令和7年7月25日（金）までに撤去を完了すること。ただし、無投票となった場合は、令和7年7月4日（金）から撤去を開始し、令和7年7月8日（火）までに撤去を完了すること。

(2) 撤去にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。

(3) 掲示場の撤去開始日から撤去完了日までの間、撤去が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。

(4) 掲示場の撤去にあたっては、番線、釘、針金などの切れ端も確実に回収すること。

(5) 掲示場の候補者のポスター等は、有権者の目にふれることのないよう処理すること。

(6) 掲示場撤去完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、掲示場の撤去、設置場所の原状復旧等について指示があった場合は、その内容に従い撤去等やり直した上で、区選管職員に再度確認を受けること。

(7) 業務の施行により生じた廃材等は、受注者の負担により、関係法令を遵守して適正に処分すること。ただし、市又は区の選挙管理委員会事務局職員が指示する物件については、別途指定する箇所に保管すること。

(8) 受注者は、当掲示場の撤去完了後速やかに「**撤去届**」を、区選管を経由して市選管に提出すること。

5 ポスター掲示板のリサイクル

(1) 使用後の掲示板については、リサイクル処理をすること。

(2) リサイクルがされたことが確認できる証明書等を「**完了届**」に添付して市選管に提出すること。

6 その他

(1) 受注者は、掲示場設置時等に、市選管職員又は区選管職員の指示により、粗品を配布すること。

(2) 本業務は、参議院議員通常選挙が7月20日に執行を想定したものであるため、選挙期日の変更が生じた場合は、市選管職員に業務スケジュールを協議の上対応すること。

- (3) 上記1～5の業務について疑義が生じた場合又はこれにより難い事由が生じた場合、受注者は、事前に市選管及び該当の区選管の指示を仰ぎ又は協議の上対応すること。